第 1 章　計画の概要

1-1　　計画策定の背景

伊賀市では、平成 19 年度に交通施策の指針として策定した「伊賀市交通計画」や、第３セクターの伊賀鉄道㈱によって運営する伊賀鉄道伊賀線の活性化に目的を特化し、平成 20 年度に策定した「伊賀鉄道地域公共交通総合連携計画」に基づき、利用促進などに取り組んできました。

その中で、まちづくりと連携し、地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークを面的に形成していくための枠組みを構築していく重要性が示され、平成 27 年８月に「伊賀市地域公共交通網形成計画」を策定しました。

その後、地域公共交通網形成計画の根拠法であった地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を受け、令和３年３月に「伊賀市地域公共交通計画」を策定しました。この計画は令和８年度までを計画期間とするもので、『暮らしに寄り添い　ひと・地域が輝く　ネットワークづくり～みんなで磨きあげ 使って 支える 伊賀市の地域公共交通～』を目指して、「市民・利用者の生活の質を高める地域公共交通ネットワークの形成」や「誰もが利用しやすく、使いたくなるような地域公共交通サービスの充実」、「一緒に考え、次世代につないでいく持続可能な仕組みづくり」を基本方針に掲げ、様々な取組みを行ってきたところです。

伊賀市では、人口減少と高齢化の進展に伴い、地域公共交通を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。利用者数の減少や運転手の確保難により既存路線の運行維持が困難となる一方で、自家用車を利用できない高齢者、子どもなどの交通弱者にとって、移動手段の確保は日常生活を支える基盤であり、喫緊の課題です。

さらに、若年層の転出抑制や定住促進、交流・関係人口の拡大によるにぎわい創出の観点からも、地域の実情に即した公共交通の見直しと再構築、そしてまちづくりと一体となったネットワークの再設計が不可欠となっています。

前計画は策定から６年で評価・検証することとなっており、前計画の進捗状況にかかる評価や、上位関連計画との整合性が必要となっています。また、令和６年には国土交通省が「地域公共交通計画のアップデートガイダンス」を公表し、データ活用や PDCA サイクルの強化、モニタリング体制の整備が必須となったことから、新たな「伊賀市地域公共交通計画」を策定することとしました。

1-2　計画の位置づけ

本計画は、伊賀市の最上位計画である、「第３次伊賀市総合計画」や「伊賀市都市マスタープラン」、三重県の「伊賀圏域マスタープラン」、「三重県地域公共交通計画」と連携・整合を図りながら策定しています。

また、周辺市町村においてそれぞれ策定されている地域公共交通計画の位置づけ等を参照しつつ、連携を図った内容とします。

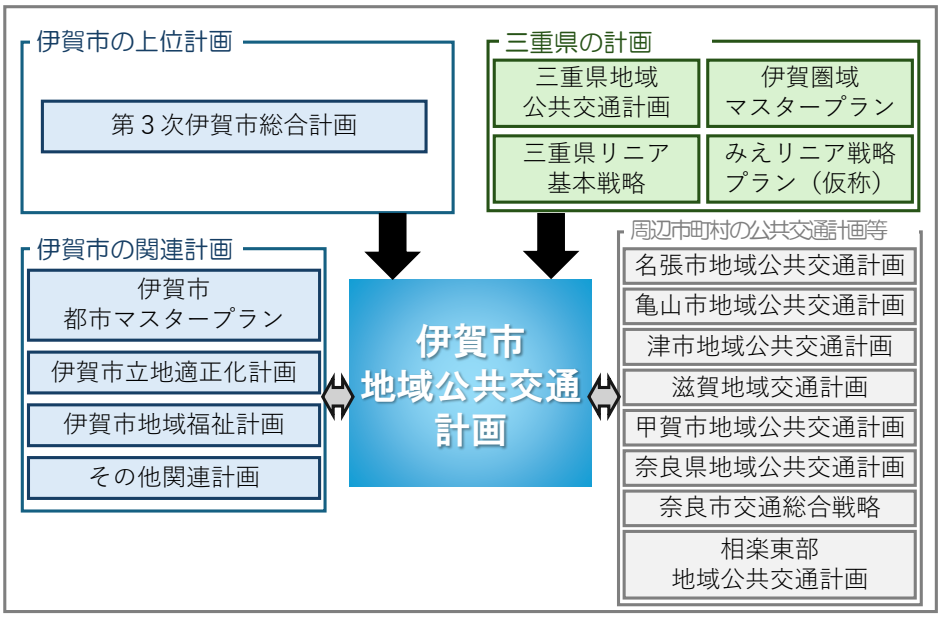


図 1-1　計画の位置づけ

1-3　伊賀市内の交通手段

誰もが利用できる交通手段として伊賀市内では、JR 関西本線や近鉄大阪線、伊賀鉄道などの「鉄道」、三重交通が運行する「高速バス」や「路線バス」、伊賀市、地域が主体となって運行する「行政バス」や「地域運行バス」等、さらに「タクシー」が運行しています。また、公共交通を補完する移動手段として、福祉有償運送や介護タクシー、スクールバス、病院や各企業が運行する送迎バスなども運行しています。これら交通手段を総動員しつつ、それぞれが役割を果たし、市民や来訪者の移動手段を確保していきます。

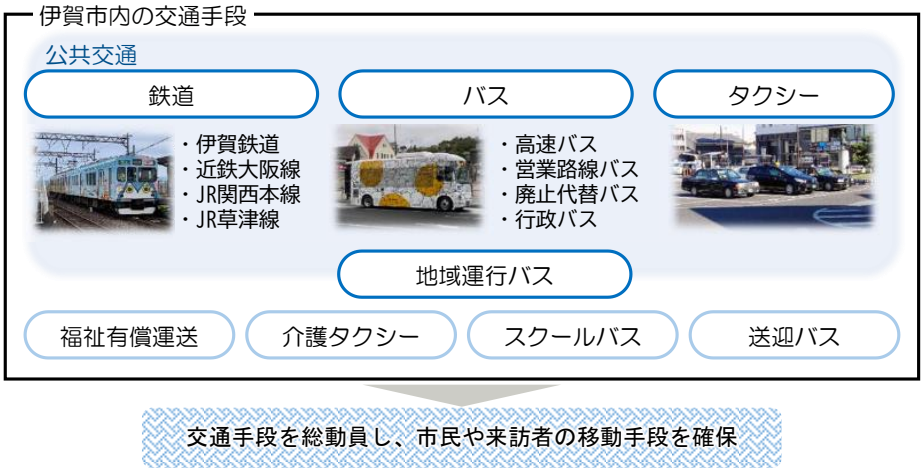
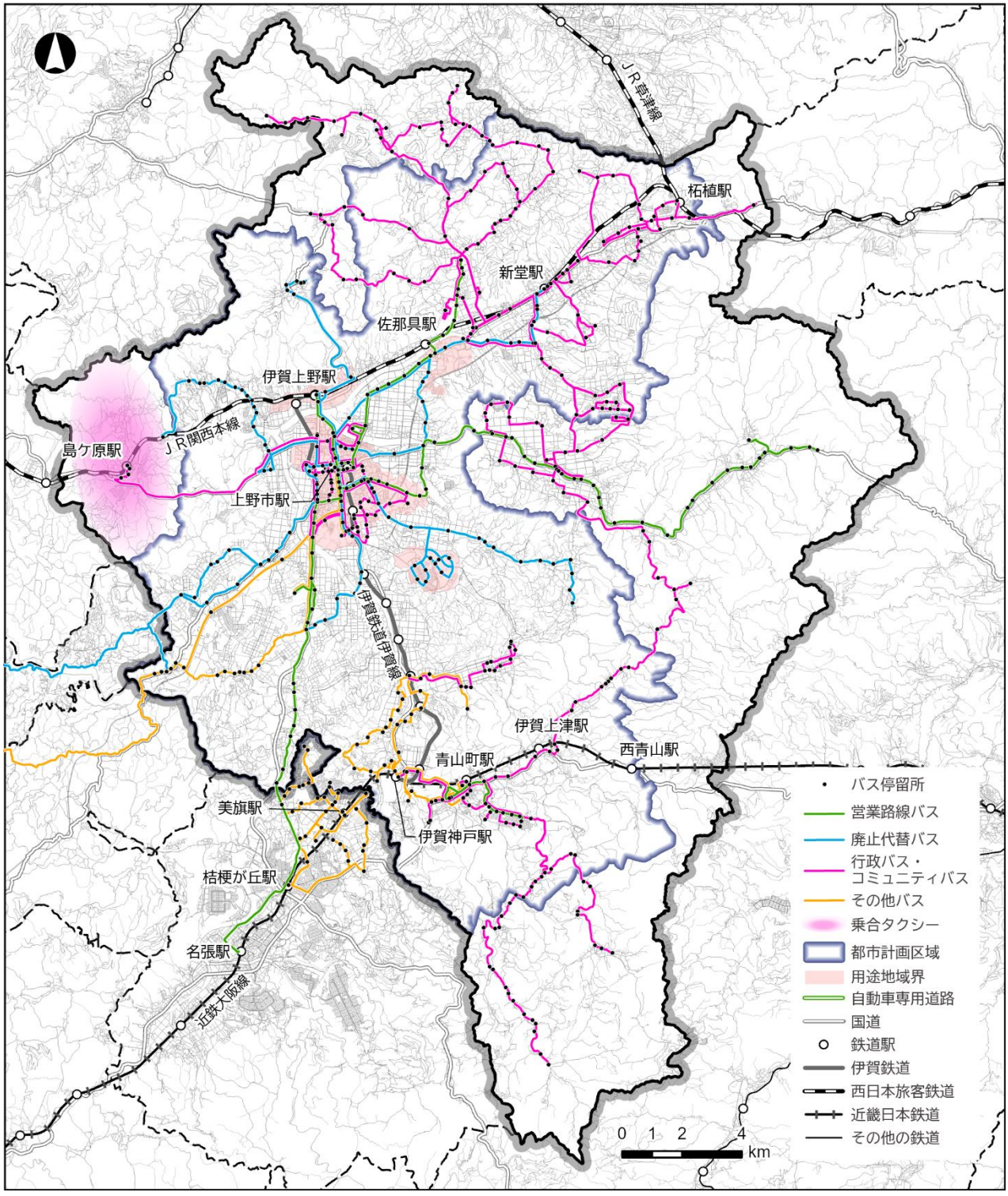


図 1-2　伊賀市内の交通手段



※R６年時点

図 1-3　地域公共交通路線網図（鉄道・バス）

1-4　計画区域

計画区域は伊賀市内全域とします。しかしながら、日常的な交通行動は市域を跨っていることも多いため、伊賀市の周辺市町村も考慮した内容とします。

1-5　計画期間

前計画となる「伊賀市地域公共交通計画（以下、前計画）」の計画期間は、令和３年度から令和８年度までの６年間となっています。

伊賀鉄道については、平成 29 年４月から公有民営方式に移行していますが、その際、伊賀鉄道㈱と、伊賀市が共同で「鉄道事業再構築実施計画」を作成しており、その計画の実施予定期間は平成 29 年から令和９年３月 31 日までとなっています。伊賀鉄道については伊賀市内の中でも最も大切な鉄道の軸線であることから、前計画では、鉄道事業再構築実施計画（10 年間）と合わせて見直しを行ってきました。本計画においても、鉄道事業再構築事業に重点をおき、鉄道事業再構築実施計画と同じ期間の、令和９年度から令和 18 年度までの 10 年間とします。

表 1-1 伊賀市地域公共交通計画と関連計画の計画期間

計画	2021 (R３)	2022 (R４)	2023 (R５)	2024 (R６)	2025 (R７)	2026 (R８)	2027 (R９)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
伊賀市地域公共交通計画（前計画）	（令和３年度～令和８年度の６年間）															
							計画の改定									
伊賀市地域公共交通計画（本計画）							**（令和9年度～令和１８年度の10年間）**									
鉄道事業再構築実施計画							（令和9年度～令和18年度の10年間）									